実習船「海邦丸五世」第三種中間検査及び一般修繕契約書(案)

沖縄県立沖縄水産高等学校 校長 渡久山 英雅 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは実習船「 海邦丸五世」の第三種中間検査及び修繕について、下記の条項により契約を締結する。

記

1 業務名称 実習船「海邦丸五世」第三種中間検査及び一般修繕

2 履行期間 令和元年11月28日から同年12月24日 (27日間)

3 修繕場所 乙の有するドック場

4 契約金額 金 円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金

(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項 及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基 づき算出したもので、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

- 5 契約保証金 財務規則第101条による
- 第1条 乙は、別紙仕様書に基づき履行期間内に頭書の修繕業務を完成して、甲に引き渡すものとする。
- 2 引渡場所は糸満漁港とする。
- 3 引渡場所から修繕場所までの往復に係る燃料については、修繕場所において往復路に かかった燃料(応札明細書で提示した数量)を補給するものとする。
- 第2条 乙は、この契約の履行について、修繕の全部もしくは大部分を一括して第三者に 委任し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得 た場合はこの限りではない。
- 第3条 乙は、物件の引渡しをしようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知しなければならない。
- 第4条 乙は、甲の行う検査に合格した物品でなければ引き渡すことができない。また、 検査に要する費用及び検査のため変質、変形又は消耗破損したものは、すべて乙の負担 とする。
- 2 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立合うものとする。乙は、立合いをしないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができない。

- 第5条 乙は、検査の結果、不合格と決定した部分は遅滞なく修繕しなければならない。
- 第6条 乙は、第3条に規定する引渡の日から6ヶ月間修繕工事のかしを補修し、または そのかしによって生じた損害に対して、賠償をしなければならない。
- 2 前項の規定によりかしを補修する場合において、甲の都合により乙の工場で補修する ことができないときは、甲乙協議の上、乙の費用を持って他の工場で補修することがで きるものとする。この場合において、乙の負担する費用は、故障が発生した場所から乙 の工場までの曳航費用及び乙の工場において補修をした場合に要する費用に相当する額 を限度とする。
- 第7条 乙がかしの補修又は取替に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は乙の負担でこれを執行することができる。このために乙に損害を生ぜしめることがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。
- 第8条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により期限までに引渡することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。
- 2 前項の願出は、引渡期限までにしなければならない。
- 3 甲は第1項の願出が正当と認めたときは、これを承認し第10条の違約金を免除することができる。
- 第9条 契約金額は、検査の完了後、甲は乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし特別の理由がある場合はこの限りでない。
- 第10条 乙は、引渡期限までに引渡ししないときは、遅滞日数に応じ、未済部分の契約金額に対し沖縄県財務規則第109条の規程に基づく割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。
- 第11条 この契約履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。
- 第12条 甲は必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は修繕を中止させることができる。
- 2 前項の場合において、契約金額、契約期間を変更するとき又は予定数量に変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、改めて書面によりこれを定めるものとする。
- 第13条 乙の責めに帰すべき理由により契約が履行されない場合において、甲が損害をうけたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 2 甲は乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと 明らかに認められたときは、この契約を解除することができる。

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる

- 1 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又は その支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団 員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策 法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であ ると認められるとき。
- 2 暴力団 (暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 3 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められ るとき。
- 5 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 第15条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号) 第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 第16条 乙は、契約内容を履行するため、甲に対し十分連絡を取り善良な管理者の注意義 務を持って修繕業務遂行に当たらなければならない。
- 2 乙はこの契約について契約事項に明示されていない事項でも、修繕上当然必要なものは、甲の指示にしたがい乙の負担で施行するものとする。
- 第17条 乙は、修繕業務期間(碇泊)中について、甲の乗組員及び実習生に係る宿泊施設 を提供するものとし、費用については契約金額に含むものとする。
- 2 船長、機関長、一等航海士、一等機関士、通信長、指導教官は1人部屋とする。
- 3 その他の乗組員については2人部屋とする。
- 4 実習生については最大3人部屋までとする。なお、男子と女子は個別の部屋とする。
- 5 部屋は住環境及び学習環境に適したものとなっていること。
- 第18条 乙はこの契約条項のほか、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)を守るものとし、もし疑義を生じたときは甲乙協議するものとする。
- 第19条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めること とする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印して各一通を保有する。

令和元年 月 日

甲 沖縄県糸満市西崎一丁目1番1号 沖縄県立沖縄水産高等学校 校長 渡久山 英雅

 \angle